

ドイツの遺言の方式

大阪大学大学院高等司法研究科

青竹美佳

1 遺言の方式の概要

(1) 普通方式と特別方式

ドイツ民法典では、普通方式の遺言として(a)自筆証書による自筆遺言と、(b)公正証書による公的遺言が規定されている。

また、遺言者が事故や病気その他の理由により普通方式による遺言の作成ができない場合のための特別方式の遺言として危急時遺言が規定されており、(c)市長の面前での危急時遺言、(d)3人の証人の面前での危急時遺言、(e)海上の危急時遺言の3種類がある。

(2) 遺言書の保管

(a)自筆証書による自筆遺言は、被相続人が請求する場合には、区裁判所のもとで特別の公的保管のもとに置くことができる。

(b)公正証書による公的遺言は、区裁判所のもとで特別の公的保管に置かれる。

2 普通方式の遺言である(a)自筆遺言について（ドイツ民法 2247 条）

(1) 方式

自筆証書による自筆遺言の要件は、⑦被相続人が意思表示を自書し、①それに署名、日付、記載した場所を示すことである。

(2) 自書について

被相続人が遺言の全体部分を自書しなければならない。意思表示の真正性を確保し偽造を回避するために、自書は、遺言者の筆跡の特徴が表れ、筆跡鑑定によりその真正性を確認しうるものでなければならないとされる。したがって、パソコン等を使った遺言書の作成は自書とは認められない。自書されていない部分について遺言は無効となる。

3 普通方式の遺言である(b)公的遺言について（ドイツ民法 2232 条、証書作成法 6-35 条）

(1) 方式

被相続人が最終意思を公証人に表示する、または、文書が最終意思を含むことを表示して文書を公証人に引き渡す方式の遺言である。

被相続人の自書は要件とされていない。詳しい方式については、証書作成法（Beurkundungsgesetz）に規定されている。

(2) 証人

①証人の意義

当事者が請求する場合には、証人の立会いが義務付けられるが、努力義務に過ぎず、証人を欠くのみで遺言が無効となるものではない。証人は、遺言能力や最終意思が明確ではない場合に証拠を示す役割を果たすとされる。

②証人の欠格事由（証書作成法 26 条）

⑦証書作成に自ら関与している者、または当事者に代理されている者、④公証される意思表示の受益者、⑦公証人の配偶者（または生活パートナーシップ関係にある者）、⑤公証人と直系血族関係にある（あった）者、④公証人と継続的な雇用関係にある者、⑦未成年者、⑤精神障害者・知的障害者、⑦十分に聞いたり話したり見たりすることができない者、⑦文字を書くことができない者、⑤ドイツ語が十分にできない者は、証人になることができない。

③証人の立会い

証人は、公的遺言の作成の全過程（遺言書の読み上げ、書面の承認・署名）に物理的および意識的に参加していなければならない。電話やビデオ会議による参加では不十分であるとされる。

(3) 2021 年証書作成法改正

会社法の手続をデジタル化する目的で、証書作成法が改正され、オンラインおよびデジタル書類による公証手続についての規定が新設された。もっとも、公正証書による公的遺言については、オンラインおよびデジタル書類による公証は認められていない。

4 特別の方式の遺言について（ドイツ民法 2249 条、2250 条、2251 条）

(1) 市長の面前での危急時遺言（1（1）(c)）

市長の面前での危急時遺言の方式要件は、⑦公証人の面前で遺言書を作成する前に遺言者が死亡するおそれがある場合に、④証人 2 人の立会いの下で、⑦市町村長の調書により遺言書を作成することである。

(2) 3 人の証人の面前での危急時遺言（1（1）(d)）

3 人の証人の面前での危急時遺言の要件は、⑦遺言者が隔離された場所にいる場合または市町村長の調書によることができないほど死の危険が差し迫っている場合に、④3 人の証人の面前で、⑦口頭で意思表示をすること、⑤遺言の内容を記載した調書を作成することである。

(3) 海上の危急時遺言（1（1）(e)）

海上の危急時遺言の要件は、⑦航海中のドイツ船内において、④3 人の証人の面前で、⑦口頭による意思表示の方式で遺言をすること、⑤遺言の内容を記載した調書を作成することである。海上の危急時遺言については、特別な危険

を要件とすることなく、遺言を作成することができる。

(4) 証人

①証人の意義

証人は遺言書作成の要件であり、証人を欠く遺言は無効となる。証人は、遺言者による遺言であることを理解し、遺言者の意思表示を正確に再現する責任を負う。

②証人の欠格事由(ドイツ民法 2249 条 1 項 3 文、証書作成法 26 条 1 項 3、4 号、2 項、ドイツ民法 2250 条 3 項、証書作成法 26 条 2 項 2—5 号、ドイツ民法 2251 条)

市長の面前での危急時遺言では、⑦市長の配偶者、④市長と生活パートナーシップ関係にある者、⑦市長と継続的な雇用関係にある者、④未成年者、④精神障害者・知的障害者、⑦十分に聞いたり話したり見たりすることができない者、④文字を書くことができない者、⑦ドイツ語が十分にできない者、⑦遺言により利益を受ける者、②遺言執行者に指名されている者は、証人になることができない。

また、3 人の証人の面前での危急時遺言、および海上の危急時遺言では、⑦未成年者、④精神障害者・知的障害者、⑦十分に聞いたり話したり見たりすることができない者、④文字を書くことができない者は、証人になることができない。

③証人の立会い

証人は、遺言書作成の全過程に対面で参加していなければならない。3 人の証人の面前での危急時遺言、海上の危急時遺言では、3 人の証人が遺言書作成の全過程に同時に立ち会わなければならない。

5 遺言の有効性判断の手續

(1) 遺産裁判所と通常裁判所

① 遺産裁判所の手續の場合

遺言に基づいて相続証書の交付を申し立てる者が、相続権の根拠となる遺言があることを示し、自己の相続権の根拠となる文書を提出しなければならず、遺産裁判所が事実を確認した上で相続証書を交付する(家事事件手続法 352 条 2 項、3 項、352e 条)

② 通常裁判所の訴訟手續において遺言の効力が争われた場合

遺言により利益を得ようとする者が遺言の有効性について立証責任を負う(ドイツ民事訴訟法 440 条 1 項)

(2) 証人が果たす役割

公的遺言における証人は、遺言能力や遺言意思が明らかではない場合に証拠

としての役割を果たす。

特別の方式の遺言では、証人は遺言の有効要件であり、証拠として特別の役割を果たすことはない。

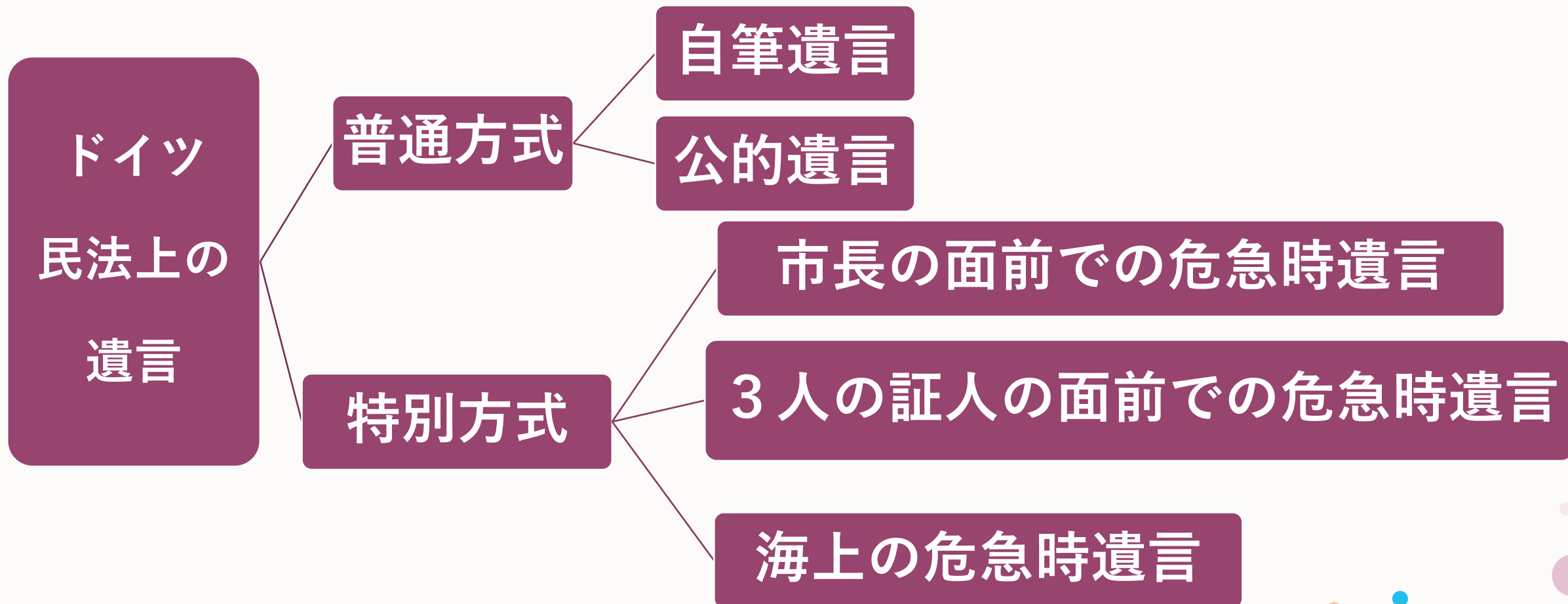
ドイツの遺言の方式

2024年10月1日

青竹美佳

大阪大学大学院高等司法研究科

1 遺言の方式の概要



遺言書の保管

自筆遺言

- ・ 被相続人が請求する場合には、区裁判所のもとで特別の公的保管のもとに置くことができる。

公的遺言

- ・ 区裁判所のもとで特別の公的保管に置かれる。

2 (a) 自筆遺言について（ドイツ民法2247条）

方式

- ・ ㊦被相続人が意思表示を自書
- ・ ㊩署名、日付、記載した場所を示す

自書について

- ・ 被相続人が遺言の全体部分を自書しなければならない
- ・ 意思表示の真正を確保し偽造を回避するために、自書は、遺言者の筆跡の特徴が表れ、筆跡鑑定によりその真正性を確認しうるものでなければならない
- ・ パソコン等を使った遺言書の作成は自書とは認められない
- ・ 自書されていない部分について遺言は無効

3 (b)公的遺言について（ドイツ民法2232条、証書作成法6-35条）

方式

- 被相続人が最終意思を公証人に表示する、または、文書が最終意思を含むことを表示して文書を公証人に引き渡す
- 被相続人の自書は要件とされていない。

証人

- 当事者が請求する場合には、証人の立会いが義務付けられる
- 努力義務に過ぎず、証人を欠くのみで遺言が無効となるものではない
- 証人は、遺言能力や最終意思が明確ではない場合に証拠を示す役割を果たす

証人の欠
格事由
(証書作
成法26
条)

- 証書作成に自ら関与している者、または当事者に代理されている者
- 公証される意思表示の受益者
- 公証人の配偶者・生活パートナーシップ関係にある者
- 公証人と直系血族関係にある（あった）者
- 公証人と継続的な雇用関係にある者
- 未成年者
- 精神障害者・知的障害者
- 十分に聞いたり話したり見たりすることができない者
- ドイツ語が十分にできない者

証人の 立会い

- 証人は、公的遺言の作成の全過程（遺言書の読み上げ、書面の承認・署名）に物理的および意識的に参加していなければならない
- 電話やビデオ会議による参加では不十分であるとされる

* 2021年

証書作成法改正

- 会社法の手続をデジタル化する目的で、証書作成法が改正され、オンラインおよびデジタル書類による公証手続についての規定が新設
- 公的遺言については、オンラインおよびデジタル書類による公証は認められていない

4 特別の方式の遺言について（ドイツ民法2249条、2250条、2251条）

市長の面前での危急時 遺言

- 公証人の面前で遺言書を作成する前に遺言者が死亡するおそれがある場合
- 証人2人の立会いの下で市町村長の調書により作成

3人の証人の面前 での危急時遺言

- 遺言者が隔絶された場所にいる、または 死の危険が差し迫っている場合
- 3人の証人の面前
- 口頭で意思表示をする
- 遺言の内容を記載した調書を作成

海上の危急時遺言

- 航海中のドイツ船内
- 3人の証人の面前
- 口頭で意思表示をする
- 遺言の内容を記載した調書を作成

証人の 意義

- ・ 証人は遺言書作成の要件であり、証人を欠く遺言は無効
- ・ 証人は、遺言者による遺言であることを理解し、遺言者の意思表示を正確に再現する責任を負う

証人の欠格事由

(ドイツ民法2249条1項3文、証書作成法26条1項3、4号、2項、ドイツ民法2250条3項、証書作成法26条2項2―5号、ドイツ民法2251条)

- ・ 市長の面前での危急時遺言 ①市長の配偶者、②市長と生活パートナーシップ関係にある者、③市長と継続的な雇用関係にある者、④未成年者、⑤精神障害者・知的障害者、⑥十分に聞いたり話したり見たりすることができない者、⑦文字を書くことができない者、⑧ドイツ語が十分にできない者、⑨遺言により利益を受ける者、⑩遺言執行者に指名されている者

証人の欠格事由 (つづき)

- 3人の証人の面前での危急時遺言、および海上の危急時遺言
- ㊦未成年者、㊩精神障害者・知的障害者、㊷十分に聞いたり話したり見たりすることができない者、㊥文字を書くことができない者

証人の立会い

- 証人は、遺言書作成の全過程に対面で参加していなければならない
- 3人の証人の面前での危急時遺言、海上の危急時遺言では、3人の証人が遺言書作成の全過程に同時に立ち会わなければならない

5 遺言の有効性判断の手續

遺産裁判所

遺言に基づいて相続証書の交付を申し立てる者が、相続権の根拠となる遺言があることを示し、自己の相続権の根拠となる文書を提出しなければならず、遺産裁判所が事実を確認した上で相続証書を交付する（家事事件手続法352条2項、3項、352e条）

通常裁判所

遺言により利益を得ようとする者が遺言の有効性について立証責任を負う

（ドイツ民事訴訟法440条1項）

証人が果たす役割：公的遺言における証人は、遺言意思が明らかではない場合に証拠を示す役割を果たす

ご清聴ありがとうございました。